

令和4年度（第1回）社会教育委員会議次第

日 時 令和4年5月24日（火）

14時30分から

場 所 ラディアソ ミーティングルーム1

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 委員長及び副委員長の選任

6 議 題

(1) 令和3年度 二宮町社会教育事業報告について 資料1

(2) 令和4年度 二宮町社会教育事業計画について 資料2・3・4

(3) 令和4年度 二宮町社会教育委員関係事業予定について 資料5

(4) 生涯学習推進計画について 資料6・7・8

(5) その他

7 閉 会

令和3年度社会教育事業報告

資料1

1. 生涯学習・スポーツ班

No	事業	対象	延べ人数	時期	内容
1	Vamos Live 2022 ジュニアリーダー養成 (青少年指導員連絡協議会主催)	中学生～おおむね20歳程度の青少年	623人	2月	二宮町を中心に活動するダンス及び音楽イベント 2/20ダンスイベント 13団体 来場者数559人(出演者含む) 2/27音楽イベント 3団体 来場者数64人(出演者含む)
2	にのみや町民大学	町民	169人	8講座	生涯学習ボランティア企画運営講座 郷土史・音楽・趣味教養・暮らしなど
3	環境浄化活動	環境浄化推進員、青少年指導員	35人	年11回	環境浄化パトロール 6回 延べ35名 青少年健全育成キャンペーン 0回(2回中止) 愛のパトロール 0回(2回中止) 夏休み夜間パトロール 0回(中止)
4	放課後子ども教室	小学生	1,018人	年16回	子どもの安心・安全な居場所づくりとして、町内3小学校の体育館及び運動場にて実施。内容：工作(段ボール)、自由遊び(ボール遊び等)、昔遊び(けん玉、あやとり、折り紙等)、スポーツ体験等 二宮小6回 延べ379名参加(2回中止) 一色小6回 延べ223名参加(2回中止) 山西小4回 延べ416名参加(4回中止) ※各校8回開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症により数回中止
5	ふたみ記念館ボランティア企画イベント	町民等	158人	1月	10月：花の絵の募集・展示(20人の応募) 1月：好きな絵人気投票(121件の投票)、来館者数138人
6	成人祝賀会	新成人	213人	1月	新型コロナウイルス感染症対策のため、対象者を中学校区で分け、午前午後に分けて2部制にて実施した。 二宮中学校区 123名 二宮西中学校区 90名
7	人権教育推進事業	町民	45人	2月	LGBTをテーマとした映画鑑賞 『彼らが本気で編むときは、』
8	ラディアン・ピアノマラソンコンサート	町民等	230人	3月	多くの方に「スタインウェイ」を演奏する機会を提供することにより、ピアノへの理解を深め、親しんでもらう。 出演者 56名 一般来場者 174名

【新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業】

No	事業	対象	実施月	備考
1	ニュースポーツ体験会	町民	随時	二宮町スポーツ推進委員連絡協議会主催
2	広域連携中学生交流洋上体験研修	町内中学生	7月	
3	プチロボで競争しよう 二宮大会	町内小学生 (3~6年)	8月	神奈川県立青少年センターと共催事業
4	子ども野外研修	子ども枚小学6年生	8月	子ども会育成連絡協議会主催
5	ふたみ記念館夏休み子どもワークショップ	小学生以上	8月	みんなでお花の絵を描こう、関守石で文鎮を作ろう
6	スポーツ推進委員3町交流会	スポーツ推進委員	9月	大磯町、中井町、二宮町の3町の交流会。幹事町は二宮町
7	二宮町体育祭	町民	10月	
8	民俗芸能のつどい	町民	10月	2月に代替事業でパネル展を企画したが、新型コロナの状況悪化により中止
9	スポーツフェスティバル	町民	10月	二宮町スポーツ協会主催、各種スポーツ大会及び体力測定等を予定
10	文化祭	町民	10, 11月	文化祭実行委員会主催、各種展示・芸能大会・合唱祭の実施を予定
11	子ども会リーダー研修	子ども会リーダー	12月	体育館でのワーキング等を予定

令和3年度 二宮町図書館 事業報告 (令和3年4月～令和4年3月)

①概況

- ・緊急事態宣言による町施設休館に伴い、特設カウンター開設（8月24日～9月30日）
- ・利用カードのスマートフォン表示機能の運用開始（10月～）。
- ・20周年記念事業（二宮ゆかりの人物講演会）をオンライン開催（10月10日）
- ・図書・雑誌の貸出冊数を5冊から8冊に変更（令和4年2月～）

②会議

- ・図書館協議会開催（第1回：5月25日 第2回：10月26日 第3回：令和4年2月4日）

③行事・事業

行事名	開催月	人数等
わらべうたであそぼう	4月～3月（9月は中止）	のべ 25組
おはなし会とおりがみあそび	4月～3月（9月は中止）	のべ 44組
ちいちゃいおはなし会	10月～	のべ 30組
ブックスタート	4、6、7、9、12月、令和4年2月	109組
20周年記念講演会（講師：堀本裕樹氏）	10月10日	20名
図書・雑誌リサイクル	8月、令和4年2月	-

④発行物

名称	発行状況
図書館だより	本紙2回（6、11月）及びPR版1回（7月） →地区回覧、館内配布、HP掲載 ティーンズ版1回（12月） →中学生配布、小学校掲示、HP掲載
小・中学生にすすめたい本	夏休み前に発行、小中学生に配布、館内配付、HP掲載
図書館年報	7月発行

令和 4 年度二宮町教育委員会基本方針

教育は人格の形成をめざし、個性を尊重しつつ、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものです。情報化やグローバル化など社会が急激に変化する中、将来を担う子どもたちには、予測困難な変化に対し前向きに、主体的に向き合い、今まで以上に他と協調・協働しながら、自らの考えで生涯を切り拓いていく生きる力が求められています。

平成 27 年 10 月に策定し、平成 30 年度に改定した「二宮町教育大綱」において、基本理念として掲げている、町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」を活かした「共に学び共に育つ教育」をさらに推進するため、児童生徒の「生きる力」を育むとともに、それを取り巻く教育環境の整備、生涯にわたる学習への支援などのさらなる充実を目指します。

学校教育については、児童生徒の資質・能力の育成にあたり、町内すべての小中学校が共通性と一貫性をもって、誰一人取り残されない学級集団・学習集団づくりを通して、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、子ども達が様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう取り組みを進めます。

また、令和 5 年度の施設分離型小中一貫教育の開始に向けて、一貫校となるそれぞれの小中学校グループ内で学校教育目標の統一を図ることに加え、分離型により取り組む教育の内容を整理し、保護者や地域住民にも情報共有しながら、準備を進めます。

社会教育については、町民一人ひとりが主人公となる生涯学習社会の実現に向け、地域の文化や芸術、スポーツの振興と支援に取り組み、生涯にわたり学習することのできる環境の整備と学習機会の提供に努めます。

また、町の歴史や文化を積極的に PR し後世につなげていくとともに、町民と連携した事業実施を通じて、町民の心豊かな生活へのきっかけや、地域や世代を超えたふれあいに繋がるよう取り組みを進めます。

いずれの教育活動においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応するための「新しい生活様式」を取り入れ、状況に応じて各種活動の適時・適切な見直しを行うほか、教育等施設長寿命化計画に基づく教育施設の老朽化対策も継続して進め、安全・安心な教育環境づくりにも取り組みます。

なお、施策の推進にあつては、二宮町総合戦略及び第 5 次二宮町総合計画後期基本計画と連携しつつ、令和 5 年度の二宮町総合計画や教育大綱の改定も見据えて、次の 10 年を意識した教育活動の方向性を整理しながら、取り組むこととします。

今年度の重点施策

1 学校教育（教育総務課）

1 児童生徒の「生きる力」の育成

- 自ら学ぶ力を養うための教育の推進
 - ・ICT環境を活用した学びの充実

2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

- 支援が必要な児童生徒への対応の充実
 - ・ヤングケアラー等に対する体制の強化
 - ・医療的ケア児の支援に向けた取り組み
- 教職員の働き方改革の推進
 - ・部活動改革に向けた方向性の整理
- 児童生徒の学習環境の整備
 - ・長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修

3 将来に向けた特色ある学校づくりの推進

- 小中一貫教育の推進
 - ・施設分離型小中一貫教育の開始に向けた取り組みの推進
 - ・かながわ学びづくり推進地域研究委託事業「9年間を見通した共通性と一貫性のある指導・支援を通じた『学びに向かう力』の醸成と資質・能力を育む指導のあり方」の実施

4 その他、学校教育における取り組み

- 学校給食センターにおける取り組み
 - ・什器等の計画更新

5 学校教育に関する情報発信の強化

- 学校ホームページや町ホームページ、広報紙等の積極的な活用

2 社会教育（生涯学習課）

1 地域文化の向上

○二宮の自然・歴史・文化・スポーツに触れる機会の提供

- ・ 文化芸術の振興・支援
- ・ スポーツの振興・支援

○図書館事業の推進

- ・ 子育て世代と子どもたちの利用の促進
- ・ 図書館資料の充実と利用しやすい環境づくり
- ・ 町の歴史や文化、ゆかりの人物に関する情報と資料の収集活用

○社会教育事業の推進

- ・ コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進

2 社会教育施設の管理運営

○各施設の適切な維持管理と運営

- ・ 「(仮称)新庁舎・駅周辺公共施設再編計画」をふまえた、生涯学習センター「ラディアン」及び図書館のあり方の検討

3 社会教育に関する情報発信の強化

○二宮町ホームページや広報紙等の積極的な活用

1 学校教育

すべての教育活動を通して、児童生徒が人権尊重の意識を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、安心して楽しく学ぶことのできる学校づくりを進めます。

このような人権教育の推進を基盤に「教育環境のさらなる充実」、「生きる力の育成」を基本とし、各学校では「子どもたちの育つ力」、「家庭・学校・地域の育む力」、「行政の支える力」をあわせ、自ら学び自己実現をめざす児童生徒の育成に努めます。

1 児童生徒の「生きる力」の育成

(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進

① 言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進

- ・自ら学び、確かな学力を身につけられるよう、これまで培ってきた各教科における言語活動の工夫を柱として言語能力の確実な育成を図るとともに、学び合いを重視した授業への改善に努め、他人の意見も尊重でき、互いに思考を高め合える子どもを育成します。

② 英語教育を通じたコミュニケーション能力の育成

- ・小学校に、引き続き中学校英語科免許を持った教員を配置することで、授業や研修会等を通じて、小学校教員の英語指導力の向上を図ります。
- ・小中学校の教員がともに学び合う機会を通じて、英語教育に関わる教員の指導力向上を図るとともに、小中学校間の学びを円滑に接続し、コミュニケーションを図る資質・能力を育成する授業づくりに努めます。
- ・小中学校の英語教育において、ALT(外国語指導助手)の活用等を通じて、異文化理解、コミュニケーション能力を育成する授業づくりに努めます。
- ・英語検定費用の助成を通じて、生徒の受検意欲を喚起し、英語への興味・関心と英語力の向上を図ります。

③ ICT環境を活用した学びの充実

重点施策

- ・タブレット端末をはじめとするICT機器を最大限に活用するため、情報技術に関する理解の推進と効果的な授業の実施に向けた研修を引き続き行うとともに、ICT機器の活用を通じて、多様な子どもたちの情報活用能力や、工夫する思考の育成を図ります。
- ・児童生徒一人1台のタブレット端末を効果的に活用するための授業支援システムやドリル教材を活用し、子どもたちの学びの充実を図ります。

④ 道徳教育ならびに特別活動の充実

- ・特別の教科である道徳の教科化の趣旨に則り、学校の教育活動全体を通じて他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等を育てるとともに、特別活動との連携による自主的、実践的な力の育成に努めます。

⑤ 学校体育の充実

- ・生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育み、健康の保持増進と体力の向上を図ります。

2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実

① いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等に対する体制の強化

重点施策

- ・問題行動の未然防止・早期発見・早期対応に向けて、各校の児童生徒指導体制を見直し、児童生徒理解を着実に進めるとともに、児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実を図ります。
- ・ヤングケアラーの早期発見・早期支援に向けた講演会を開催し、町全体でヤングケアラーに対する理解を深めるとともに、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を一層強化します。
- ・教育研究所内の教育支援室（やまびこ）において、不登校児童生徒への学習支援や生活支援をより一層進めます。
 - ・「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ・各校のいじめ防止基本方針について随時見直しを図り、適切に活用します。また、いじめ防止に関して児童生徒が積極的に関わる取り組みを進めます。

② インクルーシブ教育・支援教育の充実

重点施策

- ・学校、家庭、関係機関等の連携のもとに支援体制を整え、個々の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる能力、個性を伸ばす教育を進めます。
- ・小・中学校へ支援教育補助員を配置し、学习上・学校生活上の困難に応じた支援に努め、インクルーシブ教育の充実に取り組みます。また、外国籍等児童生徒への日本語指導、ことばの教室(そにつく)の運営等、きめ細かな指導を進めます。

- ・医療的ケア児が入学する学校に医療的ケア看護職員を配置して、医療的ケアを実施します。また、「町立学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」に基づいて、医療的ケア児の支援体制について定期的に評価し、医療的ケア児が安心して教育を受けることができるよう関係機関が相互に協力しながら取り組みを進めます。

(2) 教職員の働き方改革の推進

① 働く場としての環境整備

- ・学校間ネットワークや統合型校務支援システム、タブレット端末等を活用し、校務や教材研究等に集中できる時間や児童生徒と向き合う時間の確保に向けた取り組みを推進します。また、勤怠管理システムを活用し、学校の管理職と連携を取りながら、ワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、心身ともに健康を維持できるような取り組みを進めます。

② 部活動改革に向けた方向性の整理

重点施策

- ・令和5年度以降の学校の働き方改革を考慮した休日の部活動の段階的な地域移行に向け、国や県の方向性や他地区の実践研究事例等を基に、学校と地域が協働・融合した二宮町における部活動改革に向けた方向性の整理を行います。

③ 外部人材と外部情報の効果的な活用

- ・学習協力者や体育・文化活動指導員など、専門的な知識や技能を持つ外部人材と外部情報の活用をより一層進めていきます。

(3) 教職員の指導力の向上

① 「教職員授業力向上研究事業」の推進

- ・学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、小中学校間の連携を図り、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育む授業づくりに努めます。
- ・児童生徒の学力向上を目指して、校内研究のさらなる充実を図り、授業改善に努めます。

② 教育研究所における研修の充実

- ・学校教育に関する調査研究や各種教職員研修、指導主事による訪問指導等を実施し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。教職員研修については、児童生徒指導、特別支援教育、学習指導・学級経営に関する研修を1年

に1つずつ取り上げ、3カ年計画で実施していきます。

- ・教職員とともに、保護者や地域住民も参加できる研修を通じて、二宮町の教育について共通理解を深めます。

(4) 児童生徒の学習環境の整備

① 長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修

重点施策

- ・学校施設等現況調査委託の結果を踏まえた長寿命化計画（個別施設管理計画）に基づき、優先順位を定め、学校施設及び学校給食センターの計画的な改修を進めます。また、各校の体育館にLED照明を導入し、学習環境の向上を図ります。

3 将来に向けた特色ある学校づくりの推進

(1) 小中一貫教育の推進

① 施設分離型小中一貫教育の開始に向けた取り組みの推進

重点施策

- ・令和5年度の施設分離型小中一貫教育の開始に向け、一貫校となるそれぞれの小中学校グループ内での学校教育目標の統一や、教育内容の整理、一色小学校児童の中学校選択制の検討などを進めるとともに、保護者や町民への説明会を実施します。

② 小中一貫教育カリキュラム研究の推進

- ・これまでの研究成果をいかし、小中学校教員合同のワーキンググループでの活動を通じて、9年間を見通した授業づくりを目指します。

③ かながわ学びづくり推進地域研究委託事業「9年間を見通した共通性と一貫性のある指導・支援を通じた『学びに向かう力』の醸成と資質・能力を育む指導のあり方」の実施

重点施策

- ・小中一貫教育の基盤づくりとして、「誰一人取り残されない学級集団・学習集団づくり」をテーマに、町内すべての小・中学校が9年間を見通した共通性と一貫性をもった指導・支援に取り組み、主体的・対話的で深い学びを通して、これからの時代に求められる資質・能力の育成を図ります。

④ 郷土愛の育成

- ・郷土を愛する気持ちを育むために、総合的な学習の時間を中心に、探求的な活動を推進します。また、地域教材等を活かした副読本の研究を進めます。
- ・地域の行事への積極的な参加を促し、地域交流を通じて郷土を愛する気持ちを育てます。

(2) コミュニティ・スクール運営の促進

① 学校運営協議会の円滑な運営のための支援

- ・町内すべての小・中学校に組織した学校運営協議会の円滑な運営により、学校が地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ・各学校の学校運営協議会代表者や学校長に加え、地域学校協働活動推進員が一堂に会する情報交換会を定期的に行い、各学校における取り組みの共有と活性化を図ります。

② 地域との連携による児童生徒の活動の促進

- ・学習協力者、体育・文化活動指導員等の地域教育力による支援を推進します。
- ・総合的な学習の時間、ボランティア活動、職場体験など、地域で学ぶ教育を推進します。

4 その他、学校教育における取り組み

(1) 学校における安全対策、安全教育

- ・「二宮町学校防災マニュアル」とともに、各学校の「防災マニュアル」も見直しを行い、適切に運用することで、児童生徒の安全確保に努めます。
- ・「二宮町児童生徒安全対策協議会」等を通じ、地域や関係機関と連携した安全体制の構築を推進します。
- ・「二宮町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図ります。
- ・「学校の新しい生活様式」に則して、学校教育活動全般における感染対策を実施します。

(2) 情報教育

- ・児童生徒一人に1台のタブレット端末を効果的に活用し、高度情報化社会に生きる児童生徒の情報活用能力と情報社会に参画する態度の育成に努めます。
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によるトラブルやネット依存など情報化社会の進展に伴う課題に対応するため、携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室の開催や、家庭への啓発活動の促進等により、情報モラル教育の充実に努めます。

(3) 読書指導

- ・朝読書や読み聞かせの時間をはじめ、教育活動の中に読書の時間を取り入れることで、読書習慣の形成に取り組みます。
- ・学校図書館指導員を配置し、利用頻度を高めるように環境整備を進めます。
- ・学校図書館や町図書館の利用を進め、読書を通じて「考える力」、「感じる力」、「想像する力」を身につけられる機会を確保し、児童生徒の「主体的な学び」に繋がります。

(4) 「幼・保・小」の連続性を大切にした指導

- ・園児と児童の交流や幼・保・小の教職員の合同研修、情報交換の機会などを通じて、学びや育ちの連続性を大切にしたスタートカリキュラムへの理解を深め、幼児教育と学校教育の学びを円滑に繋がります。

(5) 学校給食センターにおける取り組み

重点施策

- ・現在の給食センターへの移転から10年が経過したことを踏まえ、今後も安全・安心な給食を提供していくため、厨房設備を中心に、優先順位を定め、計画的な修繕を実施します。
- ・調理及び配送、配膳業務を委託した民間業者と連携し、安全でおいしい給食の安定的な提供に努めるとともに、栄養バランスのとれた、心のこもった手作りの給食を通して、児童生徒が食の大切さを学ぶ食育の充実を図ります。
- ・子どもたちが地域の産業や農産物を身近に感じ、興味・関心が高まるよう、地産地消を推進します。

5 学校教育に関する情報発信の強化

(1) 学校ホームページや町ホームページ、広報紙等の積極的な活用

重点施策

- ・地域とともにある開かれた学校づくりを推進するため、町ホームページや広報紙、フェイスブック、学校だより等従来の手法に加え、学校独自のホームページを積極的に活用し、タイムリーで効果的な情報の継続的な発信に努めます。
- ・学校ホームページやマチコミメールによる情報発信について、発信の視点や運用方法などを学校間で共有することにより、発信する情報の質や量の平準化に努めます。
- ・学校間の連携に関連した情報発信を強化し、小中一貫教育への理解を深めていただく話題提供に努めます。

2 社会教育

町民一人ひとりが、生涯いつでもどこでも自由に学習することができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」の実現と共に個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、町民が主体となった多様な学習機会の提供、文化活動・生涯スポーツの推進を図ります。

1 地域文化の向上

(1) 二宮の自然・歴史・文化・スポーツに触れる機会の提供

① 文化芸術の振興・支援

重点施策

- ・「文化祭」、「ピアノマラソンコンサート」、「民俗芸能のつどい」などを開催することで、町民の活動の成果発表の場や、伝統芸能保存の場を提供し、郷土愛の醸成に努めます。
- ・ふたみ記念館開館10周年を記念した展示や観光事業との連携を通じて、画家二見利節の認知度の向上と施設の有効活用を進めます。
- ・「湘南二宮バーチャル郷土館」の充実、町所蔵の文化財や資料展示を行い、文化や歴史に触れる機会を提供します。また、町指定文化財などの貴重な資料の整理・保存を進めるとともに、埋蔵文化財を題材とした「ふるさと再発見」を発行し町の魅力を発信します。

② スポーツの振興・支援

重点施策

- ・町民が集う場である「町民体育祭」について、社会情勢や役員負担への配慮を踏まえ、子どもから大人まで、だれもが安全、安心して参加できる事業に向けて取り組みます。
- ・スポーツ推進委員連絡協議会や、スポーツ協会と連携し、町民がスポーツに触れる機会の創出に取り組みます。

③ 学習機会の整備・提供

- ・生涯学習情報誌「身近な余暇ガイド」の更新を進め、町民の学習機会・余暇活動の充実・促進を図ります。
- ・神奈川大学との包括協定事業の一環として、大学の資源を活用した事業を実施します。
- ・町民主体で開催する「にのみや町民大学講座」や、地域における生涯学習活動の振興に資する「地域生涯学習振興事業補助金」により、学習機会を提供します。

(2) 図書館事業の推進

① 子育て世代と子どもたちの利用の促進

重点施策

- ・生涯を通じた利用の入口として、「ブックスタート事業」（子育て・健康課共催）や親子向け事業に取り組みます。また、「こどものほんコーナー相談員」の定期配置とともに、資料に関する質問や読書相談に対応できるよう職員のスキルアップに取り組みます。
- ・町内の小中学校、高等学校、幼稚園や保育園と連携し、情報の発信や図書館資料の貸出、職業体験や見学受け入れを通じて、読書習慣形成への後押しや図書館利用の推進に取り組みます。
- ・子どもたち一人ひとりが自分らしい生き方を実現していく過程で、さまざまな考えや文化に触れられるよう、ティーンズコーナーの充実とPRに取り組みます。

② 図書館資料の充実と利用しやすい環境づくり

重点施策

- ・町の文化と情報の拠点として、町に暮らす幅広い世代、さまざまな立場の町民に活用されるよう、定期的かつ多様な資料の更新、図書館基金を活用した幅広い資料の充実に取り組みます。
- ・子育て関連図書や、健康・医療関連図書をはじめとする各コーナー、各フロアについて、魅力ある書架づくりを進めます。
- ・新着資料のお知らせメールや資料予約、読書記録作成などのホームページサービスの利用促進をはじめ、アクセスしやすい環境づくりに取り組みます。
- ・図書館利用の促進を図るため、資料やサービスについて、図書館独自の広報ツール（図書館だより、ホームページ、Twitter）を通じた情報発信を進めるとともに、町広報ツール（広報にのみや、町ホームページ、町Facebookなど）も活用します。
- ・図書館がより身近な存在として多くの町民に親しまれるよう、庁内各課や関連機関との連携、町民との協働や協力を意識した運営に努めます。

③ 町の歴史や文化、ゆかりの人物に関する情報と資料の収集活用

重点施策

- ・町にゆかりのある人物や資料の整備と紹介を行い、歴史と文化を育む風土の醸成に取り組みます。
- ・町に関する資料や行政資料を収集整理し、地域への理解と思いの涵養に努めます。

(3) 社会教育事業の推進

① コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進

重点施策

- ・地域住民・学校・団体・企業等多様な主体が参画できるようなネットワーク作

りの中心となる地域学校協働活動推進員を配置し、見守り、学習支援、放課後の居場所づくりなど地域学校協働活動を推進します。

- ・放課後の安全・安心な居場所づくりと子どもたちの豊かな人間性を育むため、地域学校協働活動推進員と共に、地域のボランティアの方々の協力のもと放課後子ども教室を実施します。

② 人権教育の推進

- ・さまざまな人権問題に対し、人権意識を育むために人権教育研修会等を開催し啓発を行います。

③ 青少年の健全育成

- ・青少年指導員連絡協議会との連携や、「中学生交流洋上体験研修」などのレクリエーションや体験活動を通じて、子どもたちの社会性、主体性を育み、将来地域を担う青少年の育成を行います。また、「青少年の健全育成キャンペーン」などを実施する青少年環境浄化推進員については、時代に即した活動の検討を行います。

④ 社会教育関係団体との連携

- ・PTA連絡協議会や子ども会育成会連絡協議会と協力した事業の開催や、団体事業への支援や情報提供を通じた協力・連携に取り組み、家庭や地域における生涯学習活動を後押しします。

2 社会教育施設の管理運営

(1) 各施設の適切な維持管理と運営

① 「(仮称)新庁舎・駅周辺公共施設再編計画」をふまえた、生涯学習センター「ラディアン」及び図書館のあり方の検討 重点施策

- ・「(仮称)新庁舎・駅周辺公共施設再編計画」をふまえ、町民の交流拠点としてラディアン及び図書館の活用方法やあり方の検討を進めるとともに、改修に向けて、町民や利用者への事前周知を進めます。

② 受益者負担の在り方の検討

- ・インボイス制度導入をふまえ、各施設や設備、利用形態をふまえた受益者負担の在り方の検討を進めます。

③ 安全・安心のための施設の維持管理

- ・町立体育館の各種改修をはじめとして、町民をはじめとする多くの利用者に安全に利用していただける施設管理に取り組みます。

3 社会教育に関する情報発信の強化

(1) 二宮町ホームページや広報紙等の積極的な活用

重点施策

- ・町民が等しく生涯学習の機会を得られるよう、二宮町ホームページや広報紙等を通じて、学習・文化、スポーツ等の情報を積極的に発信していきます。

資料3

令和4年度二宮町教育関係予算

単位：千円・%

款 項	目	令和4年度	令和3年度	増 減 額	増 減 率
一般会計		8,861,840	8,219,000	642,840	7.8
教育費		940,808	867,887	72,921	8.4
(一般会計に占める教育費の割合 10.6%)					
教育総務費		279,012	267,560	11,452	4.3
	教育委員会費	1,604	1,576	28	1.8
	事務局費	155,430	149,113	6,317	4.2
	教育振興費	121,978	116,871	5,107	4.4
小学校費		134,646	109,947	24,699	22.5
	学校管理費	129,394	105,362	24,032	22.8
	教育振興費	5,252	4,585	667	14.5
中学校費		95,164	52,938	42,226	79.8
	学校管理費	89,526	44,343	45,183	101.9
	教育振興費	5,638	8,595	△ 2,957	△ 34.4
社会教育費		186,110	187,413	△ 1,303	△ 0.7
(教育費に占める社会教育費の割合 19.8%)					
	社会教育総務費	84,080	84,488	△ 408	△ 0.5
	青少年育成費	3,670	3,592	78	2.2
	図書館費	18,148	18,500	△ 352	△ 1.9
	文化財保護費	1,945	1,336	609	45.6
	生涯学習振興費	78,267	79,497	△ 1,230	△ 1.5
保健体育費		245,876	250,029	△ 4,153	△ 1.7
	保健体育総務費	32,700	24,797	7,903	31.9
	体育施設費	122,865	140,654	△ 17,789	△ 12.6
	学校給食費	90,311	84,578	5,733	6.8

資料4

令和4年度 二宮町社会教育事業計画

(生涯学習課)

1. 社会教育委員

(単位：千円)

事業名	説明	時期	令和4	令和3	増減
社会教育委員経費	社会教育全般について協議する (全6回を予定)	年間	273	278	△ 5

2. 青少年教育

事業名	説明	時期	令和4	令和3	増減
青少年育成地域活動事業 ・ 青少年指導員活動 促進事業 ・ 1市4町1村青少年交流事業	青少年の健全育成を図る ・ 青少年指導員を中心に、青少年団体の育成を通じ、健全育成を図る vamos live! 等 ・ 平成20年度に行われた1市4町の首長による洋上サミットの成果として、青少年の交流と健全育成を目的としたキャンプを開催する。平成28年度より清川村が参入。	年間 未定	1,596	1,481	115
青少年社会環境浄化活動 関係経費 ・ 青少年問題協議会 ・ 環境浄化パトロール ・ 愛のパトロール運動	社会環境浄化、町内パトロール活動による青少年の非行防止と青少年問題協議会を開催する。 ・ 青少年問題について協議する (委員9名) ・ 環境浄化推進員による環境浄化パトロールを実施する ・ 社会教育関係団体等による巡回パトロールを実施する	7月 年間 7～8月	148	158	△ 10
子ども会活動支援事業 ・ 二宮町子ども野外研修補助金 ・ 子ども会活動事業補助金	子ども会事業を支援する ・ 野外研修を支援 (子ども会主催、子ども会の6年生対象) ※令和4年度の実施については検討中 ・ 子ども会活動・を支援(子育連・単位子ども会)	年間	1,796	1,823	△ 27
20歳のつどい関係経費	20歳となった青年を祝福し、社会人としての自覚と責任を認識させる ※4月1日より成人年齢が18歳となったため名称を変更した。	1月	130	130	0

3. 図書館

事業名	説明	時期	令和4	令和3	増減
図書館資料整備事業 ・資料購入	資料の整備を進め、町民への情報提供やサービス向上を図る。 ・図書、雑誌、視聴覚資料の購入	年間	7,260	7,340	△ 80
図書館運営事業 ・図書館協議会の開催 ・図書館運営	図書館の適切な運営・サービスを行う。 ・図書館法に基づく協議会を開催する。 ・開館日286日、館内整理日19日 ・貸出返却、調査相談、複写対応の実施 ・学校等団体貸出・来館対応 ・感染症対策をふまえた各種行事の実施 ・地域資料収集の継続 ・HPやTwitterも活用したPR	年3回 年間	10,888	11,160	△ 272

4. 文化財保護

事業名	説明	時期	令和4	令和3	増減
文化財保護普及啓発事業	文化財の保護、郷土資料の保管と共に知識の普及啓発を図る ・文化財保護について審議する (委員5名) ・伊達時彰徳碑の説明パネル修繕 ・町指定文化財管理費用11件を補助する ・ふるさと再発見8の発行	年間	773	306	467
伝統芸能保存事業 ・民俗芸能のつどい ・民俗芸能保存会 連絡協議会補助金	郷土に伝わる伝統芸能を保存する ・伝統芸能を公開(発表)する ・継承団体や歴史をパネルで紹介する ・民俗芸能保存会連絡協議会に補助金を支出して支援する	10月 年間	603	575	28
埋蔵文化財調査事業	埋蔵文化財包蔵地内の開発行為等において、必要に応じて試掘調査を行う	年間	469	455	14

5. 生涯学習振興

事業名	説明	時期	令和4	令和3	増減
地域学校協働活動推進事業 ・PTA連絡協議会補助金 ・放課後子ども教室	家庭・地域教育の充実のため、講座・研修会等の開催や団体間のネットワークをめざす ・5校合同事業や家庭教育学級等のPTA活動に対する補助を行う ・子どもの居場所づくりと地域の人材の活用を図る。各校年間12回の実施 地域学校協働活動推進員が主体となった企画コーディネート	年間 6月～	1,892	1,386	506
にのみや町民大学推進事業 ・町民大学講座 ・神奈川大学包括協定事業 ・身近な余暇ガイド事業 ・地域生涯学習振興事業補助金	町民の多様な学習ニーズに応えるとともに、学習機会の拡充をめざし、町民が主体となった生涯学習の推進を図る ・多様な学習ニーズに応えた学習機会を町民に提供する ・神奈川大学に町内の小学生が訪問し、一日大学生を体験する事業 ・余暇ガイド・ホームページの更新 ・地域で生涯学習事業を振興するための団体が実施する講座、講習等に対する補助を行う	年間 未定 年間 年間	781	312	469

事業名	説明	時期	令和4	令和3	増減
文化振興事業 ・文化祭 ・ラゲイアン・ピアノマラソンコンサート	町民の文化活動を奨励し、文化振興を図る ・文化祭に参加する団体等で構成する実行委員会形式で実施し、町民の文化活動の成果を発表する場として開催する ・スタインウェイピアノを演奏する機会を提供し、ピアノに親しんでもらう	10月・11月 3月	310	508	△ 198
人権教育推進事業	人権尊重意識を高める講座を開催 人権教育用のDVD鑑賞会を行う 「僕が性別『ゼロ』に戻るとき」	年1回	159	161	△ 2
生涯学習センター 管理運営事業	センター施設等維持管理及び運営を行う	年間	72,844	74,620	△ 1,776
ふたみ記念館管理運営事業	ふたみ記念館を効果的に活用するための管理及び運営を行う。 昨年度より10月28日までふたみ記念館開館10周年を記念展示の実施	年間	2,279	2,510	△ 231

6. 生涯スポーツ

事業名	説明	時期	令和4	令和3	増減
スポーツ推進委員活動事業 ・スポーツ推進委員連絡協議会主催事業	地域のスポーツ・レクリエーション活動の推進を目的とし、各団体と連携して体育指導を行う。 ニュースポーツの推進 (ユニカール・バウンズボール等)	年間	708	648	60
社会体育推進事業	社会体育振興のため町スポーツ協会を中心とする各種団体に補助をしてスポーツ振興及びスポーツ団体の強化を図る。 市町村対抗神奈川駅伝大会への参加 (今年度より丹沢湖周回コースに変更)	年間	1,268	1,061	207
二宮町体育祭事業	町民の体力づくりとスポーツ、レクリエーションの普及のため実施する。 3年ぶりかつコロナ渦での実施であるため、役員負担や感染症対策に配慮した大会とする。	10月	682	0	682
テニスコート 施設管理運営事業	緑が丘・テニスコートを維持管理し、スポーツの振興を図る	年間	737	600	137
武道館 施設管理運営事業	武道館を維持管理し、スポーツの振興を図る	年間	1,087	2,541	△ 1,454
町立体育館 施設管理運営事業	町民のスポーツ活動の場として活用するため維持管理する ・キュービクル(受電設備)更新工事 ・外壁改修工事	年間	13,740	20,819	△ 7,079
町民運動場 施設管理運営事業	町民が屋外でいつでも体育活動ができるよう維持管理する ・高木剪定、浄化槽修繕の実施	年間	10,072	21,707	△ 11,635
山西プール 施設管理運営事業	夏休みにプールを開設し、町民の体力づくりと水泳の普及を図る	7.8月	11,412	11,421	△ 9
町民温水プール施設管理運営事業	年間使用できるプールを通して町民の体力・健康づくり、水泳の普及を図る ・健康づくり水泳教室の実施 ・男女更衣室手洗場更新 ・非常口修繕工事	年間	85,817	74,766	11,051

令和4年度 二宮町社会教育委員会議開催予定

資料5

※予定は変更する場合がありますので、ご了承ください。

1. 社会教育委員会議

	日 程	時 間	場 所
1	第1回 令和4年 5月24日(火)	14時30分	生涯学習センターラディアンM1
2	第2回 令和4年 7月14日(木)	13時30分	調整中
3	第3回 令和4年 10月14日(金)	9時30分	生涯学習センターラディアンM1
4	第4回 令和4年12月 1日(木)	13時30分	生涯学習センターラディアンM1
5	第5回 令和5年 2月 2日(木)	13時30分	生涯学習センターラディアンM1
6	第6回 令和5年 2月 16日(木)	13時30分	生涯学習センターラディアンM1

2. 県社会教育委員連絡協議会

会 議 名 等	出 席 者
①総会(年1回) 令和4年6月24日(金) 13時30分より (善行駅・総合教育センター)	(県理事)町委員長
②理事会(年3回) 令和4年5月9日(月)午後(善行駅・総合教育センター) 令和4年10月31日(月)午後(かながわ県民センター) 令和5年2月6日(月)午後(かながわ県民センター)	(県理事)町委員長
③研修会 令和4年8月29日(月) 13時30分～16時30分 (善行駅・総合教育センター)	※1～2名 () () ()
④地区研究会 ○令和4年11月24日(木) 午後 愛川町(愛川町文化会館)	※各2～3名程度 () () ()
○令和5年2月15日(水) 午後 箱根町(仙石原文化センター)	() () ()

◆各種委員について

協議会名(任期)	委員名
図書館協議会 令和4年4月1日～令和6年3月31日)	

二宮町生涯学習推進計画目次（案）

現在、様々な社会環境が急速に変化しているなかで、人々が豊かな生活を送る中で生涯学習の重要性はより高まってきています。

国においては、平成 30 年度を初年度とする「第 3 期教育振興基本計画」が策定され、生涯学び、活躍できる環境を整備することを基本方針の一つに掲げています。

町では第 5 次二宮町総合計画と併せて現行の「二宮町生涯学習推進プラン」をもとに生涯学習の振興を進めてきました。令和 5 年度に新たに第 6 次二宮町総合計画が策定されることに伴い、国、県の動向や、二宮町を取り巻く状況、これまで推進してきた教育、生涯学習、文化芸術、スポーツ活動に関する施策の実施状況等を踏まえ、本計画の見直しを行うものです。

第 1 章 計画の趣旨

1. 趣旨
2. 計画の方針
3. 計画の位置づけ
4. 計画の周期

第 2 章 各種施策の展開

1. 基本目標
2. 基本施策
3. 重点的な取り組み

第 3 章 生涯学習を取り巻く現状と課題

1. 国、県の動向
2. 現状の町における取組
3. 人口構造の変化への対応
4. ライフステージに応じた生涯学習機会の提供
5. 多様な学習ニーズに応える学習機会の充実
6. 芸術・文化の振興
7. 地域振興のための生涯学習活動の支援

第 4 章 推進体制

1. 推進体制
2. 進行管理

第 5 章 計画推進の拠点施設

1. 計画推進の拠点となる施設
2. 町内の各施設における生涯学習の取り組みの展開

生涯学習推進計画策定スケジュール（予定）

5月24日 社会教育委員会議

- 計画の概要説明
- 骨子（案）の提示

7月14日、10月14日 社会教育委員会議

- 策定の途中経過報告

12月1日 社会教育委員会議

- 計画原案の提示、諮問
- 委員意見反映後の原案をもって議会説明のうねパブリックコメントの実施
(30日間)

2月2日 社会教育委員会議

- パブリックコメント結果を反映させた原案の提示、諮問

2月16日 社会教育委員会議

- 計画完成の報告

3月24日 教育委員会議へ提出

二宮町生涯学習推進プラン（概要版）

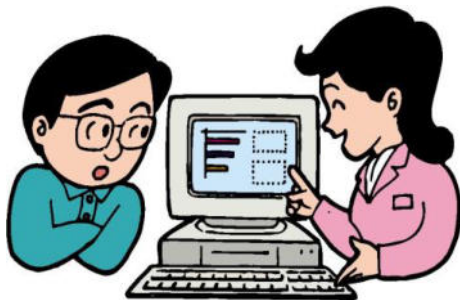
2005～2014

このプランは、生涯いつでも、どこでも、だれでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会にのみやを目指して、町民がそれぞれの立場で持ち味を発揮し、様々な活動が家庭・学校・地域へと広がり、協働の精神のもと「一人ひとりが個性輝き、健康で共に学び、認め合う人づくり」へと発展し、よりよいコミュニティの形成により、町が一層活性化され、みどりと優しさと勇氣あふれるまちづくりへと発展することを期待するものです。



生涯学習は

生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意志に基づいて行うことを基本として、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものです。



なぜ今、生涯学習なのか

今日、少子・高齢化が急速に進展し、社会が成熟化・複雑化したことにより、人々は学校教育を終えた後でも、絶えず新たな知識や技術を学習し、豊かで充実した人生を送るために、積極的に生涯学習に取り組む必要があります。





生涯学習アンケート調査より（平成16年6月実施）

町民の生涯学習活動の現状

生涯学習活動をしている人は52.5%、していない人は42.5%でした。10年前の調査では、学習活動をしていない人が、学習活動をしている人を上回っていましたが、今回は、学習活動をしている人が10ポイントも多い結果となっています。学習活動を行った人の学習活動の内容では、「趣味・教養」(54.8%)、「健康、スポーツ」(54.8%)が半数を超えています。さらに、「職業に必要な知識や技能」(21.6%)や「パソコン等の情報通信」(16.6%)、「芸術、芸能」(15.8%)の学習、「ボランティア」(15.4%)、「福祉」(11.6%)、「国際理解」(11.2%)に関する学習、「環境問題」や「町の文化や歴史等」などは、8~9%となっています

学習活動をしていない理由

時間がない47.4%、自分の希望に合った物がない26.3%、各種講座・教室等の開催時間帯が合わない23.7%、特に必要がない21.1%となっていて、学習者の生活実態や需要に即した講座の内容や時間帯の設定が課題となっています。また、各種講座・教室等の必要な情報が入手できない20.1%、費用がかかる18.0%、一緒に学習や活動をする仲間がいない13.9%になっています。

今後の希望する

学習活動内容と学習の方法

学習活動の内容については、学習活動をしている現状と同じく、趣味・教養52.9%と健康、スポーツ39.0%、パソコン等の情報通信20.0%、職業に必要な知識や技能18.7%、現状より高い比率の学習内容では、家庭生活(料理、和洋裁等)(10.8%→16.1%)、福祉(11.6%→14.6%)、国際理解(英会話等)(11.2%→13.3%)、環境(9.1%→11.1%)があげられます。今後希望する学習の方法では、町主催の講座・研修会等(46.6%)、グループ・サークル活動(38.6%)、個人的な活動(29.0%)、インターネットの活用(15.9%)、TV、ラジオ等の講座番組(14.4%)の希望があります。現在行っている学習活動の方法と比較してみると、町主催の講座・研修会等(19.9%→46.6%)、インターネットの活用(12.4%→15.9%)、町以外の公共機関主催の講座・研修会等(9.1%→11.5%)、大学や高校等の公開講座(2.5%→6.3%)、職業訓練機関の研修会等(2.1%→3.5%)など、新たな方法による学習活動への需要、他の公共機関の高度で専門的な学習活動への要求があります。

町が重点的に取り組むべき生涯学習活動

今後、生涯学習施策として重点をおくべき学習活動の内容についての第1位が「健康づくりに関すること」(40.1%)、第2位が「一般教養、趣味等」(39.0%)、続いて、「環境に関すること」(22.2%)、「福祉に関すること」(20.7%)、「スポーツ・レクリエーション」(19.4%)、「コミュニティ活動、ボランティア活動に関すること」(19.4%)、「まちづくりに関すること」(19.2%)、また、「仕事に役立つ知識や技能」(15.0%)や「子育てに関すること」(13.9%)、「芸術、文化に関すること」(11.1%)が町の施策として期待されています。

生涯学習課題

生涯学習には、健康、趣味・教養、環境問題など領域別に幅広い様々な学習課題（要求課題）があります。また、人生の成長過程において、生涯各時期に行う学習の課題があり、今日的な社会情勢の激しい変化に対応するため、現代的な学習課題（必要課題）もあります。

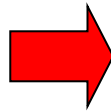
これらの学習課題を通して人間的に成長し、よく生きることの視点に立って生涯学習をすることが大切です。

生涯学習は、自己の充実・啓発や生活向上のため、自発的な意思に基づいて行うことを基本として、共に生きること学んでいきます。

町は町民の皆様の生涯学習活動を支援し、要求課題、必要課題に応じた学習の機会を設けます。

1 生涯各時期の学習課題

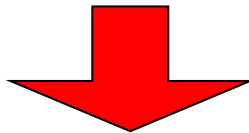
生涯学習は生涯を通して行う学習であり、人々の生涯各時期における学習課題があります。



乳 幼 児 期	乳児から就学前まで
少 年 期	小学生から中学生まで
青 年 期	高校生～大学生、社会人で 概ね 30 歳くらいまで
成 人 期	30 歳～64 歳くらいまで
高 齢 期	65 歳くらいから

2 領域別の学習課題

生涯学習の領域別学習課題には、生活課題の学習からまちづくりの学習課題、国際理解など、次のような広範囲な学習課題があります。



- (1)自然・緑化 (2)健康 (3)福祉 (4)防災・安全 (5)消費生活 (6)芸術・文化 (7)趣味・教養 (8)歴史・文化遺産 (9)生涯スポーツ (10)環境問題 (11)少子高齢化 (12)情報化 (13)男女共同参画社会 (14)人権 (15)まちづくり (16)社会参加、地域活動 (17)職業生活 (18)国際理解

<p>③ 現代的な学習課題</p>	
<p>(1) 少子高齢社会</p>	<p>二宮町では、日本全国の状況と同じく、少子高齢化が進みつつあります。これは、社会の担い手が少なくなっていくという問題でもあります。そのために、高齢者の社会参加の促進による自立期間の延長と、一層の子育て支援の充実による次世代の育成支援が大切です。</p>
<p>(2) 高度情報社会</p>	<p>インターネットをはじめとした情報技術の発展は、学習の方法や内容を変えつつあります。町ではこの課題に対応した学習機会を設けて推進していますが、一層の学習の機会とプログラム内容の充実を図ります。</p> <p>また、情報機器等の正しい使い方を学び、高度情報化時代に対応する学習が大切です。</p>
<p>(3) 環境問題</p>	<p>地球の温暖化は進みつつあります。環境問題については、地球規模の環境から身近な環境まで、生活環境、社会環境の様々な環境問題を学習することが大切です。</p>
<p>(4) 人権問題</p>	<p>人権には様々な人権があります。あらゆる機会、あらゆる場所を通じて人権問題に対し、自分自身の問題として認識し、人権尊重の正しい知識、理解学習課題によっては、長期的な視点に立って、家庭、学校、地域でこれらの課題の解決を目指した学習機会を提供する必要があります。</p>

<p>④ よく生きることの視点に立った学習課題</p>
<p>生涯学習を通して、知ることを学び、なすことを学び、人として生きることを学び、人と共に生きることを学んでいきます。また、一人の人間としてよく生きることを学びます。いくつになっても、新しい自分を発見し、自分の可能性を最大限に探求できる生き方を身につけていくことを期待しています。</p> <p>生涯各時期の学習課題、領域別の学習課題、あるいは、現代的な学習課題を通して、人間としてよく生きるために、いのち、こころ、生きがい、しごとなどの視点に立って学習していくことが必要です。</p> <p>また、町民一人ひとりが生涯学習をすることによって、人間的により成長し、まちが活性化して、生涯学習のまちづくりにつながります。</p>

<p>(1)いのちの視点に立った学習課題</p>
<p>生きるためには、人の命、動物の命や植物の命を大切にすることが重要です。人の生命を守り、育むことを、家庭や学校、地域、職場の中で、スポーツや健康、安全などに関する学習を通して学ぶことが大切です。</p> <p>学習領域＝生涯スポーツ・健康・防災・安全など</p>
<p>(2)こころの視点に立った学習課題</p>
<p>家庭、学校、地域や職場での人との対話や音楽・読書など様々な学習機会のなかで豊かなこころが育まれます。また、生活の中でいろいろなことに出会い、体験するなど、それについて考え、感じたりすることが大切です。</p> <p>学習領域＝趣味・教養・芸術・文化・自然など</p>
<p>(3)生きがいの視点に立った学習課題</p>
<p>生きがいは、人の価値観によって異なりますが、個人個人が意欲と能力に応じて、自分自身の目標とする生き方の自己実現が図られることです。</p> <p>生きがいには、一人称の生きがい（自分のために）、二人称の生きがい（家族、友人などのために）、三人称の生きがい（他人や地域のために）があります。それぞれの世代における自己実現を図るためには、生きがいをつくることが大切です。</p> <p>学習領域＝趣味・教養・社会参加など</p>
<p>(4)しごとの視点に立った学習課題</p>
<p>人が生きていくためには、健康と心の豊かさはもとより、職業について経済的な基盤をつくることも必要です。職業につくまでの生涯学習として、家庭や学校で、基礎学力を身につけ、職業についた後も仕事に必要な知識、技術の向上を目指し、職業人としての喜びを感じる事が大切です。</p> <p>学習領域＝職業生活・情報化など</p>
<p>(5)人生づくりへの学習課題</p>
<p>幸福な人生をつくるには、まず自分にとっての幸福とは何かを学んでいくことが大切です。長い人生を視野に入れ、いのち、こころ、生きがい、しごとなどの視点に立って生涯を通して学習をすることで、幸福な人生づくりにつながります。</p> <p>学習領域＝健康・福祉・生涯スポーツ・文化・趣味・教養など</p>
<p>(6)まちづくりへの学習課題</p>
<p>一人ひとりが生涯学習をすることでよき人生づくりにつながり、また、自己実現の意味からも学んだ成果を地域社会に還元することが大切です。</p> <p>よき学習者がたくさんいることで地域社会が活性化され、みんなが幸福になるまちづくりへと発展します。</p> <p>学習領域＝社会参加・緑化・環境・福祉・少子高齢化など</p>

生涯学習の推進

「人々が生涯のいつでも、どこでも、だれでも自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような「生涯学習社会」の実現を目指すことを基本的な方向として、また、生涯学習が、家庭教育、学校教育、社会教育など幅広い学習機会の中で行われていることの共通認識のもと、生涯学習の推進を図ります。

この基本的な方向のもと、生涯学習推進プランは、「にのみや総合長期プラン」をはじめ、二宮町男女共同参画プランなど、各種プランとの整合性を図り、よく生きることを願った町民一人ひとりの主体的な生涯学習を支援し、すべての町民が生きがいを実感できる「生涯学習社会にのみや」の一層の構築を目指します。

先にあげた生涯学習課題（Ⅱ-2）のもと、社会の要請や様々な年齢層の学習者の多様なニーズに対応し、共に生きること、そして人間としてよく生きることの実現に資することができる多様な生涯学習を展開することが必要です。

生涯学習推進プランは、平成 17 年（2005）から平成 26 年（2014）の 10 年間を計画期間とします。

1 生涯学習の基盤づくりである幼・小・中学校教育の充実

学校教育は、家庭教育とともに生涯学習の基礎的な態度や学習力を形作る場です。乳幼児教育に対しては、親や家庭への支援などを行い家庭教育の充実に努めることが必要です。

小・中学校教育においては、家庭や地域が学校を支えるとともに、学校は、地域や家庭の教育力向上の支えとなるよう家庭、学校、地域の協働のもと、生涯学習の視点から、確かな学力、心豊かにたくましく生きる力の育成を目指します。また、将来の夢や目標に向かって、職業観を高めるためのキャリア教育の推進など特色ある教育の一層の展開が望まれます。

国際化社会、高度情報化社会の中で、情報活用能力とともに情報モラルの育成を図り、コンピュータ等の IT 機器の活用など情報教育の充実に努めることが必要です。

2 なすことによって学ぶ社会教育の充実

社会教育においては、町民の主体性、多様性、実践性をもって社会のあらゆる場において、なすことによって学び、また、各自の経験を生かして生活課題や地域課題（ボランティア、介護、自然環境、まちづくり等）を共に学ぶことができるという特徴をもっています。

生涯学習センター、図書館、公民館等の社会教育施設など教育機能を有する施設相互の連携、また、講演・講座等の工夫、団体・サークル等での活動の活性化などに努めることが大切です。

地域の様々な学習情報の提供や地域の指導者としての人材把握や発掘に努めるなどして、魅力ある学習の機会を提供し学習意欲を高め、よき学習者を育み、その力を結集させ地域の教育力の向上に努めることが必要です。

3 生涯スポーツの振興

運動・スポーツは、心身の健全な発達と、人間性豊かに生きがいをもってよく生きることに資するものです。そして、地域に明るく潤いに満ちた連帯感を醸成し活力に満ちた「まち」をつくりだします。

子どもから大人まで、町民が暮らしの中にスポーツが展開できるようにすることが望まれます。スポーツ事業の展開、指導者の育成、情報提供システムの充実、体育施設の整備や充実など、取り組みやすいスポーツ環境づくりを目指し、生涯スポーツの普及振興に努めることが必要です。

4 豊かな地域文化の創造・継承

町民が生涯にわたって、それぞれの個性に適した文化活動をすることは、生きがいに通じ、心の豊かさと潤いのある暮らしを築くことができます。

すべての町民の文化活動を支援し、一層の活動の活性化を図ることが大切です。

また、有形無形の歴史的文化遺産は、町民共有の財産であり、保存、継承していくことが求められています。

町内では、芸術・文化などで専門的に活躍している人が多く見られます。そうした人達との交流を通して学び合い、町民の文化を高めることが望まれます。

また、町外の他の地域の文化にも積極的にふれて学び、町の文化をより豊かにすることも望まれます。

5 ふれあい活動（人と人との交流活動）の展開

様々な人とのふれあいを通して、望ましい人間関係や思いやりの心、助け合い協力する心などが育まれます。子どもからお年寄りまで、家庭、学校、地域において、世代間交流、地域間交流、国際交流など多様な交流活動を行うことが大切です。キャリア教育の面からは多様な職業人との交流も大切です。

このような活動の中から、豊かなコミュニケーションが育まれ、人と人のつながりや信頼関係を高め、共に生きること、よく生きることなどを学び合うことができます。

家庭においては、読書、テレビ視聴やスポーツを通して、親子や家族のコミュニケーションを大切にしたいふれあいが求められています。

6 生涯にわたる心身の健康づくりの推進

子どもから大人まで、それぞれ発達段階に応じた学習課題を意識し、心身の健康について学習することが大切であり支援が必要です。

高齢化社会の活性化のためには、健康で元気な高齢者であることを願い、高齢者の多様な学習ニーズに応え、また、生きがいつくりの学習活動やその学習成果の活用なども図ることが必要です。

7 安全・安心への防災・防犯教育の推進

近年、阪神淡路大震災、新潟中越大地震、スマトラ沖大地震など、大変大きな地震が相次いで起こっています。関東、東海地方での大地震が懸念されています。家庭、学校、地域では、建物の安全化などの防災対策が必要です。なお、防災に対しては、発達段階に応じて、一人ひとりが地震など災害に対する備えと安全のための適切な行動がとれるなど、自己管理能力を高める学習活動が大切です。

また、学校への不審者に対する児童・生徒の安全、さらに、高齢被害者の増加などの防犯に対する取り組みが必要になっています。

防災、防犯に対しては、関係機関・団体と連携のもと、地域、家庭、学校が一体になって取り組むことが必要です。

家庭、学校、地域のすべての人々に対し、体験的・実践的な学習活動に配慮した防災・防犯教育を進めることが求められています。

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1)社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2)教育をめぐる状況変化
○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化
○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題
- (3)教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

≪個人と社会の目指すべき姿≫

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

≪教育政策の重点事項≫

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
[職員の育成、先進事例の共有]
- ・ 評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 - ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備
 - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

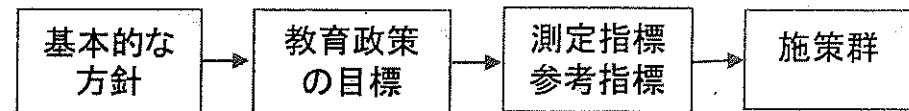
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持	○新学習指導要領の着実な実施等
	(2) 豊かな心の育成<〃>	○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善	○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成
	(3) 健やかな体の育成<〃>	○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善	○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする	○日本人生徒・学生の海外留学支援
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>	○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など	○大学院教育改革の推進
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討
	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする など	○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善 など	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮	○教職員指導体制・指導環境の整備
	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備	○学校のICT環境整備の促進
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減	○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了)	○学校安全の推進
	(13) 障害者の生涯学習の推進	○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善 など	など
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応		
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供		
	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等		
	(17) ICT利活用のための基盤の整備		
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備		
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(19) 児童生徒等の安全の確保		
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革		
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		

「二宮町地域生涯学習振興事業補助金」について

参考資料

生涯学習とは人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。町では、この生涯学習を地区の活性化や地域連携の推進のために活用する団体の活動に対し補助を行う制度を新設いたしました。ぜひ、ご活用ください。

1. 対象となる団体・組織

- ①町内各学校区において、複数の地区により組織していること。
- ②規約・会則等が整備されていること。
- ③営利を目的とせず、多様な学習機会の提供により、地域住民の利益増進や生活の向上に寄与することを目的としていること。
- ④同一事業に対して、二宮町から他の補助金を受けていないこと。

2. 対象となる事業

上記団体・組織が実施する、地域の生涯学習振興のための講座・講習等の事業

3. 補助率及び上限金額

事業実施に係る対象経費の 4/5 の金額と事業費合計から参加料、国、県及び他地方公共団体等の補助金及び協賛金等の歳入を合計した金額を除した金額を比較しいずれか少ないほうの金額を補助します。

○補助率 対象経費の 4/5 以内（最大値） ○補助上限 1 団体当たり 20 万円

4. 対象となる経費

経費項目	内 容	摘要（基準額）
講師謝礼	講師や指導者等に対する謝礼	1 回 10,000 円以内*
旅費	講師や指導者等の交通費等	実費
消耗品費	講座資料、ポスター等の用紙代、材料代等	
印刷製本費	講座資料、ポスター等の印刷代	
食糧費	講師の飲み物	1 人 150 円以内*
通信運搬費	募集案内等を送付するための切手代等	
保険料	講座等を行う際の来場者保険料等	
使用料及び賃借料	講座等で使用する施設の使用料等	

*基準額以上につきましては補助対象となりません。

5. 補助金交付の一例

Ex) 地域の古墳巡り講座

【歳入】

項目	金額	適用
参加料	8,000円	200円×40名
地区補助金	2,000円	〇〇地区より
合計	10,000円	

【歳出】

項目	金額	適用
講師謝礼	10,000円	○10,000円以内補助対象経費 ※10,000円を超えた場合は、超過分は補助対象外
講師旅費	2,000円	○補助対象経費
資料代	5,000円	○補助対象経費
会場代	1,000円	○補助対象経費
事務局員飲食代	3,000円	×対象外
合計	21,000円	
うち補助対象合計	18,000円	○の合計値
うち対象外合計	3,000円	×の合計値

①補助対象合計 18,000円 × 補助率 4/5 = 14,400円

②歳出合計 (21,000円-3,000) - 歳入合計 (10,000円 - 3,000円) = 11,000円

補助対象外経費分を引く

補助対象外経費分を引く

いずれか少ないほうが補助金額となる。※この場合は②が補助金額

6. 補助金交付のスケジュール

4/15 募集開始

- 告知は地区長連絡協議会全体会及びホームページ等で行います。
 - 申請書はホームページ及びラディアンにて配布します。
 - 申請に当たっては申請書をラディアンに持参してください。
- ※ 原則開館日の9:00～17:00にご持参ください。

5/10 一次募集締め切り

速やかに審査・採択についての通知を発送

※二次募集は6/1以降に実施予定です。

5/下旬から6月上旬

補助金を概算にてお支払いします

申請事業完了後

遅滞なく実績報告の上補助金を精算し不用額の返還を行ってください。

7. その他

- ・申込みにあたっては、町補助金交付規則に基づく申請をお願いします。
- ・企画や団体設立に伴う規約等の整備などのお問い合わせやご相談も随時受け付けます。

8. 補助金活用イメージ（事業の例）

スマートフォン活用&安全講座

→〇〇老人憩の家で、スマートフォンやSNSの活用と、安全な使い方を学ぶ（全3回）。

※補助対象となる内容:

プロジェクターなどの資機材レンタル料、講師謝礼・旅費、
ポスター・チラシ・配布資料の費用、施設使用料

相模湾自然観察講座

→町立体育館2階会議室で講義受講。その後、海岸に移動して、現地で自然観察会。

※補助対象となる内容:

講師謝礼・旅費、ポスター・チラシ・配布資料の費用、保険料、施設使用料

吾妻山歴史探検ウォーキング

→吾妻神社や浅間神社を巡り、日本武尊や弟橘媛、曾我兄弟などの歴史を学ぶ。

※補助対象となる内容:

講師謝礼・旅費、ポスター・チラシ・配布資料の費用、保険料

人権教育のための映画上映会

→人権教育に地域で取り組むために啓発のための映画上映会を行い、ディスカッションを実施。

※補助対象となる内容:

映画ディスク借上げ料及び送料、上映機器借上げ料、ポスター・チラシディスカッション資料代

お問い合わせ

二宮町教育委員会教育部生涯学習課 生涯学習班

TEL 0463-72-6912（直通）

受付 平日 9:00～17:00